

# 報 道 資 料

令和 8 年 3 月 1 0 日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 今井、金山  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 60574、60594

## 奈良県情報公開審査会の第 3 0 0 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第 6 0 5 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和 8 年 3 月 1 0 日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（警務部 監察課）
- ◎ 対象行政文書：
  - ア 訴状
  - イ 証拠説明書
  - ウ 訂正申立書
  - エ 判決書
  - オ 更正決定書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決 定：一部開示決定
  - 不開示部分：
    - ア 上記対象行政文書アのうち、原告訴訟代理人弁護士の印影、原告の住所（郵便番号を含む。）及び氏名並びに請求の原因の「第 3 事案の経緯等」の項及び「第 4 原告の請求」の項の一部
    - イ 上記対象行政文書イのうち、原告の氏名、原告代理人弁護士の印影及び「作成者」欄の警察官の氏名
    - ウ 上記対象行政文書ウのうち、原告の氏名及び原告代理人弁護士の印影
    - エ 上記対象行政文書エのうち、原告の住所及び氏名並びに事実及び理由の「第 3 当裁判所の判断」の項の一部
    - オ 上記対象行政文書オのうち、原告の氏名
  - 不開示理由：
    - ア 奈良県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号に該当個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため
    - イ 特定の個人を識別することができるものであって、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため
    - ウ 条例第 7 条第 3 号に該当各文書が当該弁護士によって真正に作成されたものであることを示す認知的機能を有するものであって、公にすることにより、偽造等により当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
    - エ 条例第 7 条第 4 号に該当拳銃や実包の取扱い及び管理状況に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
    - オ 奈良西警察署に配置された警察車両に関する情報であって、公にすることにより、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
    - カ 個別具体的な捜査手法に関する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査の着眼点及び手法が明らかになり、犯罪を企図する者に犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を提供することになるなど、犯罪の予防、

鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県を被告として提訴された損害賠償請求事件に係る文書であって、訴状、証拠説明書、訂正申立書、判決書及び更正決定書である。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

本件決定の「開示しない部分」と「開示しない理由」の適用関係が不明であるため、当審査会が、事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、実施機関は、「開示しない部分」において、訴状のうち原告訴訟代理人弁護士の印影、証拠説明書のうち原告代理人弁護士の印影及び訂正申立書のうち原告代理人弁護士の印影については、条例第7条第3号に該当するとして、訴状のうち原告の住所（郵便番号を含む。）及び氏名、証拠説明書のうち原告の氏名及び「作成者」欄の警察官の氏名、訂正申立書及び更正決定書のうち原告の氏名並びに判決書のうち原告の住所及び氏名並びに事実及び理由のうち「第3 当裁判所の判断」の項の一部については、条例第7条第2号に該当するとして、訴状の請求の原因のうち「第3 事案の経緯等」の項及び「第4 原告の請求」の項の一部については、条例第7条第2号及び同条第4号に該当するとして不開示にしていることを確認できた。

これに対し審査請求人は、訴状、証拠説明書及び判決書における警察官（以下「本件警察官」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないとして開示を求めている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

諮問実施機関は、審査請求人が開示を求めている本件警察官の氏名について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件警察官の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。

しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下「職員録」という。）に掲載され、一般の閲覧に供している。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

まず、審査請求人は、条例第7条第2号ただし書ウは、「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は個人情報ではないと規定しているため、本件警察官の氏名は不開示とすることはできないと主張するが、条例第7条第2号ただし書ウで不開示情報から除外されると規定されているのは「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」であり、同号ただし書ウに氏名は明記されておらず、かつ、本件警察官の氏名は、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため、同号ただし書ウに該当しない。

次に、審査請求人は、明文化されていない実施機関の慣行を理由に不開示とすることはできないと主張する。

ここで、条例第7条第2号ただし書アに規定する「慣行として」とは、公にすることが慣

習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りると解されている。

そうすると、本件警察官の氏名が、職員録に掲載されているかどうかが問題となる。

この点について、本件警察官である警部補以下の階級にある警察官の氏名については、諮問実施機関の説明にあるように、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名は、慣行として公にされているとは認められず、同号ただし書アに該当しない。また、これらの情報は、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件警察官の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、愛知県情報公開条例（平成12年3月愛知県条例第19号）においては、特定の職にある警察職員の氏名を不開示とする旨が規定されているが、条例においては同様の規定がないことから不開示にする理由がないとも主張する。

この点について、当審査会において愛知県情報公開条例を見分したところ、愛知県情報公開条例では、職務の遂行に係る情報のうち不開示情報から除くものについて、「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）」と規定している。一方、条例においては、職務の遂行に係る情報のうち不開示情報から除くものについては、当該公務員等の氏名を含めていないことから、愛知県情報公開条例と条例では、職務の遂行に係る情報のうち、不開示情報から除くものに係る規定が異なっている。愛知県以外の地方公共団体の条例についても、愛知県情報公開条例と類似の規定をしているものがあることは事実であるが、条例においては、公務員等の氏名であっても、条例第7条第2号ただし書に該当しない限り不開示となることから、この点に関する審査請求人の主張は当たらない。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	令和 5年 9月 4日		
② 決定	令和 5年10月31日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 5年12月14日		
④ 諮問	令和 6年 1月25日		
⑤ 経過	令和 7年10月17日	第285回審査会	審議
	令和 7年11月 7日	第286回審査会	審議
	令和 7年12月 5日	第287回審査会	審議
	令和 8年 2月 6日	第288回審査会	審議